

## 市町村合併

根 拠 法 令	解 説
1 地方分権一括法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権一括法とは、地方分権を推進するために、475 本の法律改正を一括形式で行うもので、平成 11 年 7 月 8 日に国会で成立、7 月 16 日に公布され、施行は原則として平成 12 年 4 月からとなった。この法律によって、これまでとの違いは次のとおりです。           <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 国と地方自治体の役割分担の原則</li> <li>b. 機関委任事務制度の廃止</li> <li>c. 国の関与の見直し</li> <li>d. 権限委譲の推進</li> <li>e. 必置規制の見直し</li> <li>f. 都道府県と市町村の関係の改革</li> <li>g. 地方自治体の行政体制の整備・確立</li> </ul> </li> <li>・ 全国 3,181 (市:678、町:1,951、村:552/H15.9.1 現在) の市町村を下記のメリットを達成するために行うものである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 住民の利便性の向上</li> <li>2. サービスの高度化・多様化</li> <li>3. 重点的な投資による基盤整備の推進</li> <li>4. 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開</li> <li>5. 行財政の効率化</li> <li>6. 地域のイメージアップと総合的な活力の強化</li> </ul> </li> </ul>
2 合併特例法 (合併協議会の設置) 合併特例法 第 3 条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会を置くものとする。	

根拠法令	解説
3 地方自治法等の一部を改正する法律	<p>合併特例法とは、昭和 40 年に制定された「合併特例法」が合併協議会の設置や住民発議制度の制定、合併する場合の各種の特例を定めた法律で、平成 11 年 7 月に法の一部改正が行われ、合併特例債を柱とする財源措置が創設され、平成 17 年 3 月 31 日を期限とする時限立法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理計画は、合併協議会で協議する事項とされているが、具体的には合併後とされることが多い。</li> <li>地方自治法第 74 条第 3 項に 1 項を加えたもので、地方議会議員派遣の制度化や住民訴訟制度の見直し等を内容としており、分権型社会にふさわしい地方議会の充実や地方行政運営の確立を求めたものです。</li> </ul>